

## 新制度における利用者負担額について

## 1 施設・事業別の利用者負担額について

施設・事業		利用者負担額の考え方
保育所(2, 3号認定)		利用者負担額の算出根拠を所得税から住民税に変更し、階層区分は現行どおり30階層(0～77,000円)とする。 ただし、平成27年度は現行どおり、所得税による保育料とする。
幼稚園	区立(1号認定)	平成27年度は現行どおり、一律で月額8千円とする。
	私立(1号認定)	国の基準どおり、5階層(0～25,700円)とする。
認定こども園	区立(1号認定)	上記の区立幼稚園と同じ。
	区立(2, 3号認定)	上記の保育所と同じ。
	私立(1号認定)	上記の私立幼稚園と同じ。
	私立(2, 3号認定)	上記の保育所と同じ。
地域型保育事業 (2, 3号認定)	家庭的保育事業	上記の保育所の8割とする。 ただし、平成27年度は経過措置として、上限額を短時間保育認定(8時間)の場合は2万円、標準時間認定(11時間)の場合は2万5千円とする。
	小規模保育事業	上記の保育所と同じ。
	居宅訪問型保育事業	上記の保育所と同じ。
	事業所内保育事業	・保育所型は上記の保育所と同じ。 ・小規模型は上記の地域型保育事業の小規模保育事業と同じ。

## 2 保育標準時間認定と短時間認定について

全ての施設・事業について、保育標準時間の利用者負担額の8割相当を保育短時間の利用者負担額とする。

## 3 区立園の時間外(延長夜間)保育料について

- ・18時30分以降の延長夜間保育を行う時間は、19時30分まで、20時30分まで、22時までの3通りとし、利用料金は現行どおりとする。
- ・保育短時間の児童が基本開所時間内(7時30分から18時30分)に8時間を超える利用があった場合の時間外保育料は延長夜間保育料の1時間あたりの額を準用して、1時間毎に設定する。

(参考) 現行の階層毎の1時間あたりの時間外保育料

A、B階層:200円 C、D1～D3階層:240円 D4～D12階層:320円 D13以上:400円

(参考 新制度における認定区分)

認定区分	年齢	対象
1号	3歳以上	教育のみ希望
2号	3歳以上	保育を必要
3号	3歳未満	保育を必要